8　加入者交換機専用トランクポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能（次項の加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能を除く。）	加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用	中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用
9　加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能と同等のものであって、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送し、信号を編集する機能	加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継伝送専用部に係る単位費用	中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用
10　中継交換機専用トランクポート伝送専用機能	第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を伝送し、信号を編集する機能	中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継交換機接続伝送専用部に係る単位費用	中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用
11　信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号伝送部に係る単位費用	信号伝送部に係る単位費用
12　その他の機能	総務大臣が告示する機能	内容の欄の総務大臣が告示する機能ごとに総務大臣が告示する単位費用	内容の欄の総務大臣が告示する機能ごとに総務大臣が告示する単位費用

附則別表第１の２（附則第５条関係）　部分機能

部分機能の区分		内容	対象設備
1　端末系交換部	加入者交換部	加入者交換機により通信の交換を行う部分機能（この項の加入者交換機専用トランクポート部及び加入者交換機共用トランクポート部を除く。）	加入者交換機（端末系伝送路設備、中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
	加入者交換機専用トランクポート部	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する中継系伝送路設備等を加入者交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	
	加入者交換機共用トランクポート部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を加入者交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	
2　中継系交換部	中継交換部	中継交換機により通信の交換を行う部分機能（この項の中継交換機専用トランクポート部及び中継交換機共用トランクポート部を除く。）	中継交換機（中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
	中継交換機専用トランクポート部	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する中継系伝送路設備等を中継交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	
	中継交換機共用トランクポート部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を中継交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	
3　中継伝送部	中継伝送共用部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する部分機能（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）	中継系伝送路設備等であって、加入者交換機と中継交換機との間に設置されるもの（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
	中継伝送専用部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する部分機能と同等のものであって、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する部分機能	